

## 手続きのご案内（企業のご担当者様用）

### 1. インターンシップ生の受け入れ申込み

エコインターンシップの学生受け入れにご協力いただける場合は、事務局から「インターンシップ受入依頼書」をお送りいたします。インターンシップ受入依頼書をご確認いただいた後、「インターンシップ受入承諾書（案）；5ページ」ならびに「受入企業表（案）；7 - 8ページ」にご記入のうえ、事務局（宛先は次ページ）まで郵送ください。

インターンシップ生の受け入れにご協力いただける場合は、8 / 17までに事務局までご連絡ください。

### 2. 学生の派遣手続きについて

インターンシップ受け入れ承諾書（資料3 - 1）を提出いただきましたら、8月31日までに、事務局がマッチングした学生の候補の「エントリーシート；9 - 10ページ」の写しをお送りいたします（個人情報を含みますので取扱いにはご注意ください）。万一、マッチングした学生の候補の受け入れに不都合がある場合には、理由も添えて事務局までご連絡ください。

（学生に関する手続き）

- ・ 基本的に、学生との連絡は全て事務局を通していただきます。ただし、緊急時には、直接、学生に連絡をとっていただいても構いません（インターンシップに関わる事項のみに限ります）。
- ・ インターンシップ開始前に、学生に「誓約書（案）；11ページ」に記名、捺印をしてもらい、ご担当者様にお送りいたします。
- ・ その他、社内の手続き上、インターンシップ受入れに際し、事前に必要な書類等がありましたら、事務局を通じて、学生に連絡させていただきます。
- ・ インターンシップに参加する学生に対して、社会人としてのマナー教育や守秘義務に関する事等についての事前研修を8月31日に実施いたします。その際、企業の環境管理に関する基礎的な内容につきましても、あわせて学習していただきます。

(事務局との間の手続き)

- ・ 「インターンシップ実施に関する覚書(案); 13 - 16 ページ」を、企業のご担当者様、学生および事務局との間で取り交わさせていただきます。派遣する学生が決まり次第、事務局から書類をお送りさせていただきますので、ご精読いただき、記名、捺印後、事務局までお送りください。

### 3 . シンポジウムの開催について

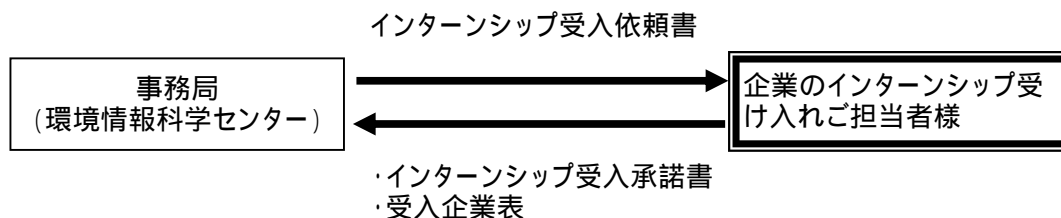
シンポジウムの日程等、内容が決まりましたら、適宜ご連絡させていただきます。また、ホームページ上には、適宜、公開していきます。

### 4 . お問い合わせ先

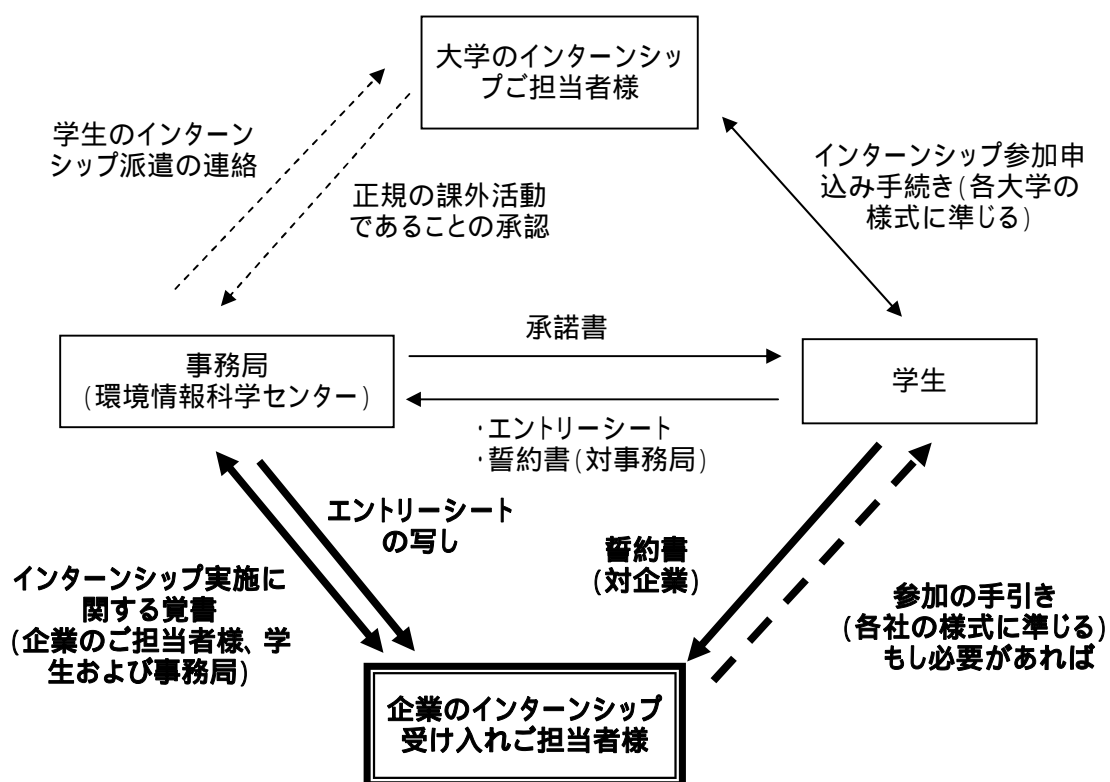
本事業に関するお問合せや、書類等の送付先は、下記のとおりです。ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

社団法人 環境情報科学センター 担当 齋喜、村田、谷村、高松 〒102 - 0081 東京都千代田区四番町8 - 19 番町ポンピアンビル E-mail: <a href="mailto:ecointernship@ceis.or.jp">ecointernship@ceis.or.jp</a> 電話 : 03 - 3265 - 4000 FAX : 03 - 3234 - 5407
--

## エコインターンシップ参加申込み手続き(8月17日まで)



## 学生の派遣に関わる諸手続き(8月31日まで)





## 承 諾 書 （ 案 ）

社団法人 環境情報科学センター 様

今般、お申し出のありました平成19年度環境省エコインターンシッププログラム事業のインターンシップ派遣生の受入につきまして、今年度、当社で引き受けることを承諾いたします。

平成 年 月 日

会社名 \_\_\_\_\_

受け入れ責任者 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

印



会社名	(ふりがな)
代表者名	
本社所在地	〒
事業内容	
基本情報	資本金 円 / 売上高 円 / 従業員数 人

受入部署名	
主な業務内容	
所在地	〒
連絡先	TEL FAX
責任者 (受入先部署 代表者)	氏名 役職 連絡先(内線) (E-mail)
担当者 (事務連絡等 担当者)	氏名 役職 連絡先(内線) (E-mail)
指導者 (学生を直接指導 される方)	氏名 役職 連絡先(内線) (E-mail)

実施場所	交通手段(最寄り駅) 線 駅 下車 徒歩 分 (その他 )
実施場所	交通手段(最寄り駅) 線 駅 下車 徒歩 分 (その他 )
受入人数	人 / (増員) 可 ( 人まで) ・ 不可
勤務時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分 (実働 時間)
休憩時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分 ( 時間)

<p>受入期間</p>	<p>第一希望      年   月   日(   ) ~   月   日(   ) の   日間  第二希望      年   月   日(   ) ~   月   日(   ) の   日間  受入時期につきまして特筆すべきことがございましたら、ご記入ください。  (例:11月は繁盛記のため受入不可等)</p>
<p>受入学生の 要件・条件</p>	<p>熱意、服装、その他についてご要望がございましたら、ご記入ください。また、御社規定に関する資料等がございましたら、別途添付ください。</p>
<p>実施スケジュール・プログラム内容等</p>	<p>学生に体験させたいこと、学んでほしいことなどをご自由にご記入ください。</p>
<p>その他 連絡事項など</p>	



管理番号：

平成19年度環境省エコインターンシップエントリーシート

平成 年 月 日 記入

(郵送の場合)  
 写真を貼る位置  
 1.縦 36～40 mm  
 2.横 24～30 mm  
 3.本人単身胸から上  
 (6ヶ月以内に撮影)  
 4.裏面に名前を記入し、のり付け

(電子メールの場合)  
 画像ファイルとして、電子メールにて送付

ふりがな			
氏名			
生年 月日	(西暦) 年 月 日生 (満 歳)	男・女	
ふりがな		連絡先(電話番号)	
現住所 〒		自宅 - - 携帯 - -	
E-mail アドレス(自宅・学校 携帯電話不可)			
ふりがな		連絡先	
(緊急連絡先)		電話 - -	
住所 〒		FAX - -	
氏名 (関係 )			
ふりがな			
学校名、学部・学科名		( 年生)	
住所 (ゼミ・研究室等 )			
インターンシップ等窓口( 課) / 電話		- -	
保険の加入について(1、2のいずれかに をつけてください。) ・学生教育研究災害傷害保険に加入( 1.している 2.していない ) ・学研災付帯賠償責任保険に加入( 1.している 2.していない ) 上記保険の加入窓口は在籍している大学となります。ご不明な場合は大学の窓口で確認してください。			
課外活動、サークル、趣味、特技等についてご記入ください。			
ご自身の性格をわかりやすくご記入ください。			
環境問題に関して、ご自身の問題意識をご記入ください。			

環境省エコインターンシッププログラムに参加しようと思った理由をご記入ください。(志望理由)

インターンシップに期待することや挑戦してみたいことなどをご記入ください。

希望する派遣時期及び派遣期間等についてご記入ください。

(例: 9月1日～9月30日を希望、1月は試験のため不可、大学で単位認定を受けるために必要な3週間を希望など)

マッチングの際の参考とさせていただきますが、ご希望に添えない場合もございます。ご了承ください。

派遣事業所の所在地について(1、2のいずれかに をつけ、更に希望するものに をつけてください。)

1. 特定の地域を希望 (東京都内、 関東地方、 関西地方)          2. こだわらない

マッチングの際の参考とさせていただきますが、ご希望に添えない場合もございます。ご了承ください。

インターンシップ活動の単位認定について

あなたが在籍する大学では、インターンシップ活動が単位として認定されるような制度はありますか？  
ある場合、どのような条件で単位認定されるのかを調べてご記入ください。

(個人情報の取り扱いについて)本エントリーシートにご記入いただきました個人情報は、平成19年度環境省エコインターンシッププログラムにおける審査並びに管理の目的以外には使用いたしません。また、同目的により環境省及びインターンシップ受入企業に提出します。なお、ご提出いただいたエントリーシートは返却いたしません。

エントリーシート提出締切

**平成19年 8月24日(金) 18時 事務局必着**

## 誓約書(案)

年 月 日

殿

大学 学部 学科 年  
氏名 印

このたび、私が貴社において環境省エコインターンシッププログラムに参加するにあたっては、下記事項を遵守し、誠実にプログラムを全うすることを誓います。

記

1. プログラム実施期間中は、貴社の就業規則及びこれに基づく諸規則の定めに従います。
2. 貴社の諸規則、規範を守り、就業体験期間中は管理・監督者の指示に従います。
3. 貴社の名誉を毀損するような行動は行いません。
4. 貴社の営む事業を妨害するような行動は行いません。
5. 無断での欠勤、遅刻、早退はいたしません。やむを得ない場合は必ず貴社担当責任者に連絡いたします。
6. プログラム実施期間中に知り得た機密事項及び重要事項に関することは、プログラム実施期間終了後も一切外部に漏洩いたしません。
7. 故意あるいは重大な過失により貴社に損害を与えた場合は、直ちにその責を負います。
8. プログラム実施期間中に自己の不注意により万一災害を受けた場合は、貴社に迷惑をかけることなく自己の責任において処理します。

以上誓約いたします。



平成19年度環境省エコインターンシッププログラム

覚 書（案）

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_の代表者\_\_\_\_\_  
（以下「乙」という）と社団法人環境情報科学センター（以下「丙」という）は次のとおり合意する。

（基本原則）

第1条

丙は、企業の環境への取組、とりわけ、化学物質対策に関する活動を広く一般市民に情報提供する場として、次世代の若い担い手である大学（院）生を企業の環境部門に派遣し、業務を通じて化学物質のリスクの概念や取組内容について学習するための「環境省エコインターンシップ制度」（以下、「本制度」という。）を設定した。甲、乙、及び丙は、本制度の主旨に則り、自らの責任においてお互いに信義を重んじ、誠実に本覚書を履行するものとする。

（実施要領）

第2条

丙は、本プログラムの実施について必要な事項を平成19年度環境省エコインターンシッププログラム実施要領（以下「要領」という）に定めるものとする。

（乙の責務）

第3条

乙は、丙が別途指示する基準に従い、甲の活動プログラム（以下、「プログラム」とする）を提供するものとし、善良なる管理者の注意をもって、プログラムを実施するものとする。

（甲の活動）

第4条

甲は、丙が別途指示する研修を受け、プログラムに則ってインターンシップ体験を行うが、その活動に際しては、乙の指示に従うものとする。

（誓約書の提出）

第5条

甲は、プログラム参加に先立ち、乙及び丙に対し、要領に定める様式第 号による「誓約書」を提出する。

(保険への加入)

#### 第6条

甲は、所属する大学(院)が学生教育研究災害傷害保険(以下、「学研災」という。)に加入していることを確認し、研修中及びその往復途中に生じた事故により身体に傷害を被った場合に対応する。また、甲は、学研災付帯賠償責任保険(以下、「学研賠」という。)に加入し、研修中及びその往復途中に他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより甲が被る法律上の損害を補償する。学研災及び学研賠加入費は甲が負担する。

(交通費の支払い)

#### 第7条

丙は、次の交通費を丙が別途指示する基準及び支払方法に従い甲に支払う。

丙指定の研修及び報告会に参加する際に要する交通費

乙は、次の交通費を乙が別途指示する基準及び支払方法に従い甲に支払う。

1. 甲がプログラムに沿って活動するために、自宅又は滞在先から乙の事務所又は事業所まで移動するに要する交通費
2. 甲がプログラムに沿って行動を行う際、乙の指示により発生する交通費

(宿泊費の支払い)

#### 第8条

乙は、次の宿泊費を乙が別途指示する基準及び支払方法に従い甲に支払う。

1. プログラム期間中の甲の滞在先として乙の社員寮を利用する場合の宿泊費
2. 甲がプログラムに沿って行動を行う際、乙の指示により発生する宿泊費

(食費の支払い)

#### 第9条

乙は、次の食費を乙が別途指示する基準及び支払方法に従い甲に支払う。

1. プログラム期間中の昼食費

(報酬の支払い)

#### 第10条

本プログラムは、教育の一環として実施するため、乙又は丙より甲への報酬の支給は原則として行わない。但し、甲が携わるプログラム内容によって乙が報酬の支給を必要と考える場合、乙は速やかに丙に申し出て、協議の上決定する。

(甲による契約の解除)

#### 第11条

甲は、乙及び丙に対する2週間前の書面による申し出により、本覚書を解約できるものとする。

(乙による契約の解除)

**第12条**

乙は、甲の第4条に基づく活動状況に問題があると判断した場合には、丙に遅滞なく報告し、丙の了解を得た上で、本覚書を解約できるものとする。また、やむを得ずプログラムの実施が困難となった場合は、速やかに丙に報告し、丙の了解を得た上で、本覚書を解約できるものとする。

(報告の義務)

**第13条**

乙は、甲の事故或はその他の事由により、プログラムに支障が生じたときは、速やかに丙に報告しなければならない。

(実施状況の調査)

**第14条**

丙は、必要があると認める場合は、いつでもプログラムの実施状況を乙に報告させ、又自らその状況を調査することができる。

(報告書の提出)

**第15条**

乙は、就業体験実施終了後、14日以内に要領に定める様式第 号によるプログラム実施報告書を丙に提出しなければならない。また、甲も同様に、プログラム体験終了後、14日以内に要領に定める様式第 号によるプログラム体験報告書を丙に提出しなければならない。

(報告会への参加)

**第16条**

甲及び乙は、丙より要請があった場合、各種報告会に参加するものとする。

(自己責任)

**第17条**

本制度に関して、甲、乙、又は丙が、自らの責めに帰する事由により、第三者に損害を与えた場合、自らの責任において解決するものとし、他の当事者に何ら迷惑を及ぼさない。

(丙の免責)

**第18条**

甲及び乙は、プログラムに関し、甲又は乙から何らかの損害を被った場合、丙に対し、一切の請求をしない。

( 甲乙間の責任 )

**第 1 9 条**

本覚書は、履行に関して甲が自らの責めに帰すべき事由により、乙に損害を与えた場合は、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

本覚書の履行に関して乙が自らの責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償するものとする。

( 定めのない事項の処理 )

**第 2 0 条**

本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については、甲、乙、丙協議の上決定するものとする。

( 覚書の効力 )

**第 2 1 条**

本覚書は、下記の署名日付よりプログラム終了日及び報告会終了日まで効力を持つものとする。

以上、本覚書成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 1 9 年 月 日

甲

印

乙

印

丙 〒102-0081

東京都千代田区四番町 8 - 1 9

社団法人環境情報科学センター

理事長 丸田 頼一

印